

平成30年白老町議会議会運営委員会会議録

平成30年 5月16日(水曜日)

開 会 午前 9時55分

閉 会 午後 0時05分

○会議に付した事件

協議事項

1. 平成30年白老町議会 定例会5月会議について
 2. 町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会の開催協議について
 3. 民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別員の開催協議について
 4. 議会改革項目の検討
 5. 白老町議会運営基準の一部改正について
 6. その他
-

○出席委員(6名)

委員長	吉田和子君	副委員長	山田和子君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君
副議長	前田博之君	議長	山本浩平君

○欠席委員(なし)

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

（午前 9時55分）

○委員長（吉田和子君） きょうの協議事項は5項目にわたってありますので随時進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1つ目の協議事項、平成30年白老町議会5月会議について局長のほうから説明を願います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 町長の提出議案ですけれども、ポロト温泉の星野リゾートとの仮契約の関係で、その土地を処分するという案件があるということで、5月30日に開いていただきたいということであります。その間、議案が出るかもしれませんが、議案としては25日に配布する予定ですのでふえる可能性はあるかもしれません。

○委員長（吉田和子君） 議案はまず1件ということで議案説明は当日9時半からになると思いますが、そのほかに別の補正も出てくるかもしれませんけれども、5月30日定例会5月会議を開催するというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、そのように受けてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に2番目、町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会の開催協議について局長のほうからお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） これは1月末に議会のほうから意見提出しておりまして、その後動きが見えていませんでしたけれども、町側のほうも特別委員会の中間報告を受けて説明があるということで5月22日の10時に開催したいということでございます。

○委員長（吉田和子君） 特別委員会の開催についてであります。病院に関しての特別委員会の中間報告を受けて実施するという事になっておりますが、これをお受けするというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、5月22日10時から町立病院基本方針に関する調査特別委員会を開催するという事でお受けしたいと思います。

次に3点目、民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会の開催協議について局長をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） これは5月30日の本会議終了後になろうかと思いますが、案件

は国の動きですとか2月14日にやって3月に開いたのですけれども、その後の進捗状況についてを聞いて、それから委員間の協議をして中間報告に向けた協議を行いたいということでございます。

○委員長（吉田和子君） 局長から説明がありましたように、今後の国の検討状況、整備の進捗状況等また駅北の観光商業施設ゾーン周辺整備について、まちづくり会社についてということで案件として出ております。協議事項としては、中間報告に向けた委員会相互の協議ということで5月30日の定例会後の特別委員会を実施するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 定例会終了後に民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会を開催するということがお受けするということでもあります。

4番目、議会改革項目の検討ということで、第1弾として代表質問、反問権のまとめをしてみたいと思います。局長から説明をお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 別紙1でございます。今回また会派のほうにお願いして代表質問、反問権のまとめということで意見をいただいております。代表質問については、その対象となるもの、やり方について、反問権については反問の範囲と反問する場合の時間の件について、出していました要綱案についてのご意見をいただきましたので、会派から簡単に説明をいただいてからまとめてまいりたいと考えております。

○委員長（吉田和子君） きょうこの用紙、第4次議会改革の会派で会議をして報告をしていただきたいということ、14日までの締め切りで局長のほうでつくっていただきました。簡単な説明でよろしいので随時各会派から説明を願いたいと思います。この順に従っていききたいと思います。みらいさんお願いいたします。

○副委員長（山田和子君） みらいの山田です。代表質問の対象につきましては、事前に会派検討を行い町政執行方針等に対する会派の考えを質問するという大筋の今までどおりの代表質問の対象でよろしいと思っております。方式につきましては、分割質問方式なのですけれども、当初選択性もできますということがあったのですけれども、選択性というのは取らずに再質問以降は項目別に一問一答形式のようにし、おおむね3回までとし、発言時間は30分以内が妥当ということでまとまりました。

反問権は、範囲については要綱案どおりでいいということになりまして、持ち時間内に含めるか含めないかにつきましては簡単な趣旨確認でしたら今までも議長が時間をとめまして休憩時間の中で確認という手法も取っておられましたので、今までやってきたとおりでいいと、具体的に意見を聞くということになりました場合は要綱案どおりで質問時間に入れないでいいとなりました。

○委員長（吉田和子君） きずなさんお願いいたします。

○委員（西田祐子君） きずなです。代表質問の対象につきましては、3回の質問制限以外にさらに時間制限を行うべきではないというのが基本的な考え方です。議会はここに書いてありますように言論の府でありまして、質問のときにはきちんとした政策論議をすべきだというのが私たち会派

の考え方ですので、そのような内容の政策論議をするべきと考えています。対象についてもそのような内容で行ったほうがよろしいのではないかと。方式については、この間いただきました要項どおりにはきちんと整理ができるのであれば、わかりやすい方法を取っていただければありがたいと思います。

反問権につきましては、自治基本条例の中で政策提言などについて論点、争点については説明員にきちんと理解できるようにするために反問権があるので、特に自治基本条例第2節第9条第3に議長や委員長は会議に出席させた説明員などに質問や意見を述べさせることができると。また議会運営基準第6条第4章第28につきましては、政策提言などについて論点、争点を明確にするため説明のための議場出席者は質問に対して逆質問することができるとなっています。ですから、これについてはこのような中できちんと考えてやるべきではないか自治基本条例、また議会運営基準にのっとりやるべきだと。そうやってきますと反問権の時間なのですけれども、議会運営基準第6条第4章第30反問権しますと言って議長に発言を求めて許可を得てから行うものとなっておりますので、議長や委員長が別途許可して時間を設けるべきであると。意味のわからないときには議長が休憩を取ってやっていますけれども、反問しますとなった場合には本当に逆質問的なことをきちんと言えるのですから、それはテープを取って時間外でそのところもやるべきだと思いますので、持ち時間に参入するべきではない考えです。その他の意見といたしまして、自治基本条例にのっとりた議会運営基準とかそのほかのものを設定していますので、自治基本条例にのっとりたやり方をやっていくべきだと思います。

○委員長（吉田和子君） 日本共産党さんお願いします。

○委員（大淵紀夫君） 1点目、対象については書いているとおりで、そこに基本政策も入れるべきだろうと。当然会派での議論、意思統一をして臨むということです。方式については分割質問方式でいいと。ただ、質問時間について言えば一般質問より短いというのは変な気がするのです。代表質問なのに一般質問より時間が短いというのはあり得るのかと。常識の範囲でいったらそうなるから時間制限をするのは構わないと思いますので一般質問と同じにするべきではないかという意見です。

反問権の範囲書いているとおり趣旨の内容確認、背景、根拠。この部分を反問権とする。今いろいろ出ていますけれども一番最後にそのことも書いています。議長、委員長の議事整理権、これが非常に重要だと思っています。反問なのだから休憩して議事録を残さないというのは変な話なのです。だから認められているわけなのですから。議長、委員長の議事整理権が反問権が出た場合ここをどう取り扱うということが非常に重要な部分を占めるのではないかと思います。時間については、上の中身なので我々は議員の持ち時間内という意味です。それから二つ要綱案については賛成ですけれども、内容については精査が必要だというのは時間の問題、反問の内容の問題、そういうことがきちんと精査をした上で整合性が取れるような要綱につくり上げていくのが必要ではないかということが我々の会派の意見であります。

○委員長（吉田和子君） いぶきさんよろしくをお願いします。

○委員（小西秀延君） 代表質問について対象ですが、会派の意見を統一してやるのが会派の代表質問のあり方であろうということでございます。そして、町長の政治姿勢、執行方針を答とていくべきであるということでございます。方式についてですが、30分以内と要綱はなっていますが、それでおおむね大丈夫ではないかと判断をしております。おおむね3回ということで、質問は大項目ごとに行って再質問からは町民にわかりやすい形で一問一答でやってはどうかということでございます。

反問権についてですが、範囲については趣旨確認、根拠確認、逆質問を含む。時間についてもこと合わせて考えているのですが、根拠確認や逆質問を含むというのは議論を活性化するには、その問題を明確化させるためにはきちんとやらないとなかなかお互いの意思疎通ができないということで、おおむね質問は大幅に内容を深めるべきと思っております。反問の内容を深めるべきであると思っております。反問の内容をそこで大きく取りますので、質問の時間には入れないほうがいいのではないかとこの2点について考えております。要綱については、どちらもおおむね賛成できるものではないかと確認をしております。

○委員長（吉田和子君） うちの党は、代表質問については資料でいただいた項目の中に 10、11、12、13 といった代表質問のあり方で書かれておりましたので町政全般、政治姿勢、執行方針について、また会派としての考え方を含めてやっていくということで代表質問があるべきではないかと考えております。分割方式については賛成いたします。大項目ごとに分割して3回以内にしてはどうかということですが、項目の制限はつけられないことから、時間制限をつけるべきと考えております。というのは、項目が多くなったときに時間制限がないということは、項目によってはかなりの時間を取ってしまうということも考えられますので、どういった時間がいいのかはきちんと議論をして時間の配分を考えてやっていくべきではないかと思っております。

反問権については、私たちの会派は自治基本条例の第19条第3項の質問意見を述べさせることができるという項目に視点を置いてしっかりと反問権の仕方、相手方が反問できるような形をつくっていくべきではないかと考えました。要綱の中の反問権についての資料の中に5つありましたが、意見を述べることができるということになっておりますので、(5)まで入れる必要があるのではないかと考えました。時間については代表質問も通告制を取っておりますし、答弁調整も行った質問の内容的なものも事前にきちんとやっておりますので、反問権が出るというのは相手に説明の中で食い違いがあったりしたことだと思いますし、先ほど少しありましたように趣旨がよくわからないことについては議長、委員長の采配で休憩を取って聞くことはいいのではないかと。ただ、反問権に対してきちんと反問として認められたものに答えるものについては質問時間に入れるべきではないかと考えております。その他の意見で、代表質問の要項、反問権の要綱案にはほぼ賛成ですが、反問権の時間に入れないというところと要綱は2項目になっていました。そのことについては5項目あったほうがいいのではということと、時間は質問時間内に入れていったほうがいいのではという考えにまとまりました。局長、お願いします。

高橋事務局長。

○事務局長(高橋裕明君) 代表質問については対象は皆さんほとんど同じだと思いますけれども、方式で時間の問題。30分、45分の制限を行わないと分かれていますので、時間の問題一つの案件になると思います。反問権については、ほぼ要項どおりですが、問題は若干対象についてばらつきがあるのと、時間については入れないが3会派、入れるが2会派に分かれているということがございますので、その辺の整理をお願いいたします。

○委員長(吉田和子君) それでは1つずつやっていきたいと思います。1点目、代表の質問の内容と会派でよく話し合いをして執行方針等、政策等きちんとした論点を持って代表質問をしていくという内容は各会派同じでしたのでその点は問題ないと思います。

次に時間を制限するかどうかということなのですが、局長から説明がありましたように30分、45分、時間は制限をつけないという3つ出てきておりますけれども、これは賛否を取るのではなくてきちんと話し合いをして合議制でできればいいと思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。議長は議長の立場で議場で議長席について代表質問を聞かれていた位置にいたと思いますけれども、時間的な制限をつけるということに関しては議長としてどのようにお考えになりますか。

山本議長。

○議長(山本浩平君) 時間に関しては、皆さん若干意見が分かれているところでありますので、私としてどうかということとはなかなか答えづらいところですのでけれども、前の対象については皆さんある程度ほぼ一致しているのかという感じはするので、一般質問で行うべき質問と一年間の執行方針とか政治姿勢をお尋ねするという点に関してはぜひ皆さんで統一していただいて一般質問であるような細かなところは代表質問で聞かないと。これは皆さんぜひここで統一できればいいかと思っています。時間については、それぞれありますので私からどうだというのはなかなかよくわかりません。

○委員長(吉田和子君) 高橋事務局長。

○事務局長(高橋裕明君) 要綱案で出しました30分については前も説明したとおり今までがおおむね1時間で終わっているからどうだということを出したわけで、ただ一般質問の時間と代表質問の時間を変えるのはどうかというのは若干持っていたのです。だから、合わせるなら合わせるということで、それ以内で終わらすということでやることも一つの方法かと。何も根拠がないのです。一般質問が45分で代表質問が30分はなぜだといってもないのです。その辺を検討していただきたいと思います。

○委員長(吉田和子君) 以内ですから45分で終わらなければならないという一般質問と同じ30分でもいいわけですから。ただ、45分あるからといって細かいところまで入っていくとか、時間全部つかって細かいところまで聞いていくことは代表質問と一般質問の違いを明確にしてもらいたいと思うのです。そのことだけは心に置いて会派でやっていただきたいと思うのですが。

○委員(西田祐子君) きずなの西田です。代表質問については大体考え方は同じだろうと思っています。ただ、自治基本条例の中に第2節の第9条のところでは議会の会議は自由な討議を基本としますと書いているのです。討議とはどうかというと、前々回の局長の上坊寺事務局長の説明による

と、議論の中で相手を平らげるとか打ち負かすとか。また問題点をくまなく探り調べるとかそういう意味です。討議の議というのは、それについて話し合い意見を交換するのだと。2つ合せた討議というのは問題点について話し合うという意味です。白老議会はそれについて少し足りないのではないですかとずっと言われていたのです。代表質問の時間制限はするべきではないというのは今までも大体30分程度しか質問していないのだけれども、きちんとした討議をするということから踏まえていったら時間制限にこだわるべきではないだろうと正直思います。あまり時間的なことばかり言ってしまって本当の議会としての議論、討議がおざなりにされてしまったら困るなという意味で、私どもの会派は3回の質問制限をきちんとしているのだから、それ以上の時間制限があると議会側が2重3重の足かせになってしまうのではないかと。ですから、きちんとして3回と制限されている以上は、それ以上は不必要ではないかというのが私たち会派の考えです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 言葉の意味なのですけれども代表質問と一般質問は、質問と答弁に固定されているので、今言われた討議というのは議会内の討議を促進しようという支持ですので代表質問一般質問に当てはめるとということには直接的にはならないと思います。やろうとしている趣旨はわかりますけれども、我々が注意をしなければならないのは討議という問題と質疑という問題と質問という問題ということです。

○委員長（吉田和子君） 私も思っていたのですが、局長が答えてくれましたので違いがあるということを含めて考え願いたいと思います。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。共産党さんに確認なのですけれども、代表質問の3回というのはいいということでしょうか。

○委員（大淵紀夫君） もちろんです。

○委員長（吉田和子君） 日本共産党さん。

○委員（大淵紀夫君） 3回で結構です。当然です。ただ、局長が先ほど言われたよう、45分の根拠何と言われたら私もはっきり言ってありません。ただ、一般質問が45分で代表質問が30分というのは、私は変なような気がするのです。今までは当然無制限一本勝負だったのです。一括質疑ですから全部やって全部ですから。だけど、今回は分割にするということであれば、これはいくらやってもいいということが確かに議会の権利の保障にはなるかもしれないけれども、少し趣旨が違うのかと思いますので、今までの45分というのは決して一般質問でもうちの議会は短いわけではございませんので十分精査して、特に代表質問は会派で意思統一をしてやるということですから45分がいいのではないかと考えているということでもあります。

○委員長（吉田和子君） 一般質問の45分の根拠はないですけれども、みんなで決めたことですので。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。代表質問の時間制限は設けるべきと考えております。30分

以内がいいのか45分以内がいいのかは私もちょっと論理立って説明できないのですけれども、今までの平均30分以内でいうことであれば、ひとまず30分以内でやってみてはいかがかと。それで支障が出たら45分ということに考えてはいいのではないかと。代表質問ですから大筋のところの確認ですので、時間制限を持たないと演説のような質問になってしまう可能性もありますし、45分か30分がいいのか明確には言えないのですけれども、いままでの平均時間という点を考えますと30分以内でよろしいかと、うちの会派ではそういう意見になりました。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 本質的に議会で質問とは何かということです。議会がどういう質問してどういう政策をはっきりさせるか。その論点整理していくのが本質なのだけれども、何か聞いていると時間制限が先にいって、時間制限の裏を考えると議員の資質、質問の仕方とか我々が持っている矜持というものを無視して誰か長く時間を使って延々となられたら困るということが前段となって時間制限をしているのだけれども。時間制限をするかしないかということは議長と同じで私の立場からは言わないけれども、もう少しそういうベースで議論をしていかないと、質問時間を延々と使ってたら質問されたら困るから時間制限をするということで大前提で議論しています。議員が何を質問していく、議員の持っている姿勢とか、そういうのをある程度信用した中で当然我々矜持あるのだから質問するのだと。では、どういう形がいいのかということの議論をしてほしいと思う。それからこうだから時間を決めるとかしなければ何か否定的な意見から長くされたら困るから時間を制限するとか、ただ長くすればいいという話ではないから。本来議会としてそういう議論をするべきではないか。ただ時間を切ってしまうとどういふ質問の仕方とか、ここで対象についてはっきりされているからもっと本質的な議論があった中で時間が決まっていくべきだと思うけれども、時間が先に走ってしまって議論されているのだけれども。議会改革を叫んでいる中に自分たちに足かせして自分たちに型にはめてしまって自由な議論という部分がどうか。私は無制限という話をしていないわけではなくて。もっと議員の持っている矜持、そういうものがあって議論をしていくべきだと思うのだけれどもどうなのか。

○委員長（吉田和子君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 副議長は言われていることはもっともだと思います。しかし、そういうことを前提にまずしておかなければ副議長の言われることを持って質問されている方がいればそういうことはないから、こういう議論もする必要はないと思うのですけれども。万が一あった場合言論の府ですからとめることもできず、延々とやられてしまっただけではスムーズな議事進行、会議ということを見ると、やはりどこかで抑えておかなければならないことがあるのではないかとというのが1つあります。それがなく、今言われたようなことがきちんとできるのであれば最初からそういうことはする必要もないし、なくてもいいかとは思いますが、万が一そういうふうになった場合はどこかで何か時間の制限なり何なりをしておかなければ延々と続くとそのほかのことに支障が出るということは避けるべきということで、まずは時間制限もした中でやってみるのもいいのではないかと私は考えていましたけれども、皆様の意見をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） それも一つの考えとして理解します。その前提として延々といくことは委員、議長の議事整理権があると思います。それをやることによって議場の雰囲気だとか今インターネットをやっているからその人が逆に責められる可能性があるのです。そういう部分は当然持つべきだと思うし、今話しされた部分でいけば逆に試してみてもそういう人がいたら逆にそういう時間を自ら課するべきだと思っています。わかるのだけれども、これからそういう形で新たにスタートするときにはどうなのかということなのです。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 今まで代表質問1人30分以内、質問と答弁を合わせて大体1時間ぐらいということをやってきました。必ず代表質問をするときは議運の中でも代表質問の方は大体そのくらいをめどにやってくださいというような申し入れみたいな形でやってきたので、これから先もそういう申し入れの形で十分ではないかと思ったのですけれども、だから時間制限を特に入れなくてもいいのではないかと思っていました。ただ、30分以内といきなりここで短くしてしまうというのはいかがなものかというのは、先ほど大淵委員も一般質問と代表質問とで代表質問が30分というのは少し短い、本当のことをいって皆さんの中で私もそうなのですけれども、30分以内で全部質問を組み立ててなおかつ次の項目の反問権の件を入れてとなったときには、果たして自分の中で質問をきちんと組み立てられるかという自信がなくなってきました。皆さんきちんとやっていけるからそうおっしゃっているのだと思いますけれども、少し余裕を持ってぜひ考えていただければありがたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 私は議論に入れないのでそういう立場ではないのですけれども、前の意見交換を振り返ってみますと、代表質問というのは会派できちんと練ってやってくるということで、どちらかというと質問者はシナリオをつくってくるということがお話に出ていたと思うのです。例えば原稿を30分用意するとなると結構な量になるということで、そういうふうにならないうことが1つと、今の日程間から言うと大体代表質問は1日で終わる日程で進めているのです。その辺の考慮も必要ではないかということでよろしくお願いします。

○委員長（吉田和子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 根本の議論をきちんとすべきだと思います。1つは30分を見えかかったら45分になると、これは無理です。なぜか、これは町との話し合いが必要になってくるからそうなるのです。だから私は言っているのです。では無制限でいいのかということが今までの経緯も含めてあるということも皆さん理解されていないからなのだけれども、今までは一括質疑で無制

限なのです。ところが、夜間議会をやったときに代表質問は夜間議会で全部終わらせるようにした
ものだから二日間しかなくて、その中で1時間でやらざるを得なくなったというのが実態なのです。
だから30分なのです。では長ければいいという議論にもなるでしょう。私はそういう議論になって
いて議員の質問の中身になっていくと福島町のように一般質問や代表質問をそれぞれの議員に対し
て評価しています。それはそうしたら先ほど言った質問と質疑と討論、ここは厳密になります。
例えば予算等審査特別委員会の質疑は全然質疑ではないです。自分の意見を私も含めてみんな言っ
ているでしょう。それが今は自由なのです。質疑というのは自分の意見は言えません。そういうこ
とを含めて物事を考えないと、何でもかんでもいいとか自由とかということではなくて、我々が
いまやっているのは町側から質疑だったら質疑だけにしてくださいと言われてたら自分の意見は言え
ないです。延々と自分の意見は言えることはできないわけです。だから、今の状況に合わせながら我々
議員が最大限の意見を申し述べられるような議会をつくっていくというのは我々の使命だと思っ
ています。例えば一般質問も代表質問も、あの質問はおかしいのではないかと、ああいう質問の仕方は
だめなのではないかとこの中で皆さんやれますか。はっきり言ってそれは大変だと思います。ただ、
無制限にした場合はそれはやらなければだめになります。それをやらないとそんなことはできませ
ん。あなたのこの質問の仕方はおかしいのではないかと議論はそれでもきちん和高め合って議
論ができていくような議会が構成されていけばいいです。ですから今の実情の中でどうなのかとい
うことが必要ではないかということを思っているのです。分割方式というのはいいです。分割方式
をやれば時間は必ずかかりますから。長くなります、3問であって短くなることはあり得ません。
そうであれば、そういうことがある意味無制限というふうに町に言うのか、やはりそういうものが
必要だということの中で理解をしてもらうことを含めて考えたほうがいいのではないかと。大体対
象についてということは先ほどの議論から言ったら本来出ないはずで。議員の権利からいってら
対象を出すこと自体が質問ですからおかしいでしょう。だけど、白老の議会はこうやらざるを得
ないという状況なのです。だから、私はそういうふうに主張しているのです。だから時間制限がない
ほうがいいに決まっています。ただ今の状況でそういうことができるのかどうかということ
です。では発言者それぞれの点検をすることがこの中でできるのかといたら、私はできないの
ではないかとはっきりいって思います。

○委員長（吉田和子君） うちの会派でも話し合いをしました。2人の意見が違うところがあった
のです。時間制限を持たないということと3回までで分割式でやるということである程度必要な時
間は取ってきちんと会派で議論をして提出をするということだったのですけれども、今の議会状況
を見ていったときに、ある程度の縛りをつけないと言論の府だから自由だと言われたら議会運営基
準も何もいらなくなるだろうと。それぞれ言いたいことを時間を使って十分やればいいという理解
でいいのかという話が出たのです。一つの記述を決めて日程を決めてそれを皆さんに諮って議会を
やっているわけですから、では1人の人が自由に使っていいことにはならないだろうと。そういう
ことではやはりやり方を明確にしてある程度必要な時間はきちんと明確にしたほうが、以内です
から45分も使わなくていいわけです。早く終わる人は早く終わって構わないわけですから、やはりつ

けないと收拾がつかなくなってしまう。先ほど大淵委員が言ったように個別の質問評価を白老町は今ではしていませんから。代表質問のときに報道に書かれました。私も議運の委員長としてお話をしましたけれども、なかなか個人には言えません、会派には言いました。ですから、そういうことになってくると思うのです。今一つの基準を決めるのであればもちろん言論の自由ですから、それで時間をオーバーしたらだめだということは、それは議長の采配ですけれども、その中で自分の言いたい部分をまとめてきちんと会派としてやっていく、一般質問も自分の意見をまとめてやっていくということが1つの課せられた方法ではないかと、うちの会派はそう考えて時間制限を設けるべきだとしたわけです。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 時間の30分、45分、1時間、時間は別にして、考えてなぜこういうふうにしなないといけないかといったことは大淵委員が言われたことも1つ。それと議員の構成というのも変わっていくというのも1つです。順番にうまい形で曲がっていくのであればいいのですけれども、いつどういうふうに変化するかわからない状況になったときにこういう仕組みをつくっておいたほうがこの先のためにも一定限あったほうがいいところはあります。ずっと会派制を取って行って会派の中できちんと深く議会のことを理解している人がいて、その中で会派を組んでやっていく場合もあるでしょうし、新しい若い人たちが入ってきてその人達が会派を組むことがあるでしょうし、そのときにアドバイスとか仕組みとか会派の中であれば上手く回るのでしょうけれども、そうではない場合もあるかと思うのです。そういった場合もある程度想定した中でこういうルールづくり、仕組みづくりは一定限度必要な場合が出てくるのかと思いますので、原則は先ほど言ったように本当は時間制限もないほうがいいとは思っているのですけれども、今後のことも踏まえた中でそういう縛りを持つということも必要だと考えます。

○委員長（吉田和子君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 先ほどから皆さん時間のことについてご意見が多いのかと思いますので、時間を私たち30分としています、これがどれくらいがいいのか根拠はなかなか皆さん持てないのかと思います。なぜ時間制限をしなければならぬのかというのは、おおむね3回はしていますけれどもこれから議長や委員長から何回目ですと注意する点も撤廃されていますし、議員間の公平性を保つためには何分という持ち時間は権利として与えられているとするのであれば一応公平なのです。それを5分やろうが30分やろうが40分やろうが権利としては公平性を与えられていることとなりますので、ある程度は時間を決めるというのは必要かと。議論が正反対になっている場合にはおおむね3回となっても回数は大体何回でもいけますので、議論が平行線をたどって見解の相違になったときには使える時間の限界というのはある程度公平性を保つのに時間制限は必要と考えております。

○委員長（吉田和子君） 基準がある程度ないと今まで申し合わせとかいろいろなことをやってきましたけれども、今回初めて要綱というものをきちんと明確にしてやっていくということは、先ほど言いましたように議会の運営の中でのスムーズ化ということもありますし、もちろん行政側への対

応ということもありますし、小西委員がおっしゃったように議員に与えられる権利というものが自由に議論するのは大きな権利ですけれども、議会の運営をスムーズにしていくということも議員の努めかと思えますけれど、その辺も含めて時間的なこと、理論的な代表質問のあり方はもう議論しておりますので、それに対して分割方式を持ってきて時間を決めたほうが要綱の中に入れるかどうかという議論になってきていると思えますのでどうでしょうか、時間の制限を設けないという会派が1会派ですけれども、どこかで中間点、結論を持っていきたいと思うのですが。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 議論を聞いてわかるのだけれども、改選ごとに会派変わってくるから、会派組んでくるからいろいろ変わってくるからそれは別にして、時間を決めなければ延々とやられて困るとか何とか。ではどこを想定して言っているのか。なぜ会派できちんと質問を整理してきて3回と押さえているのに延々とならないと思うのです。それが10項目、20項目質問されたら困るという先入観、根底みたいなものがあるのだけれども、そういうことを考えて制約しようとしているのか。先ほど言ったように常識を考えてくれば、ある程度おおむね1時間ぐらいで皆さん共通してきて、そういう中で質問してきているのだけれども、お互いにそうだねという部分の常識の範囲でやろうという個々で与えられた人間としての持分、矜持、そういうものをなぜ尊重できないかと思うのです。誰を想定して抑えなければいけないと言っているのかわからないけれども、普通はそうならないと思う。おおむね45分なら45分でやるのかわからないけれども、前提としての議論がどうも個人的にも一議員としても理解できない。聞いていて組織、議会としての本当の主義、主張、議論をしなければいけない部分がなぜ相手の議論とかを尊重できないで時間を設定して抑えなければいけないのかと思うのです。信用できないというならそうだと思うのですけれども、皆さんそれぞれの人格の中でやってきていると思うのだけれども。おおむね1時間なら1時間、先ほど大渕委員が言った過去の経歴をわかっていて言っているのだけれども、本来はああいうことになったから一つの押さえになってしまったのだけれども、もっと圧縮してお互いの質問を抑えていくのはどうなのかと思うのです。3回に抑えたのだから1回についてどういふことを訴えたいかという時間が多少あると思う。そういうことを考えたらおおむね1時間だったからこれだけの質問の量に抑えなければいけない、ここだけは聞きたいとなってくると思うのです。もし時間制限をして3問であっても、本当に確信に触れた部分について多少時間を取ったときにはほかの部分は簡素化して質問しなければなくなって趣旨が伝わるかどうかわかりませんが、本当に質問しなければいけない部分、答弁求めなければいけない部分、なぜ議員、個々の会派の人格、考えを尊重できないのかと思うのです。

○委員長（吉田和子君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 現実今言われたことを感じているのです。項目が多くて時間がないから数字的なことだけ聞いてすぐ次に行ってしまうというのを現実感しているのです。私もそうならないようにとは思っていますけれども。先ほど副議長が言われたように、そうなる前に自分で考えてある程度項目はこういうふうに絞っていかうとか、質問内容はこういうふうにしていかうとか組み立ててい

くのでしょうかけれども、そこを正直きちんとやられている方もいれば少し残念だと思われる方もいるのは現実だと思うのです。それをこの委員会の中で一つ一つやることは無理だとかできていない状況なので、そこも時間的な制限をした中で、おおむね構成を考えた中で質問をしていかないとだめな部分があるかと。これを撤廃してしまえば項目をいくらでも挙げてこれは私の権利だからと言われてしまったらとめることはできないし、相手方が絶対にこれはやらなければだめだ、いくら党派とはいえ個人の権利がありますから、そこはそういうわけにならないということになると、誰もその制約をすることができなくなってしまうのでルールとして規制する必要はあるのかと。現在ばかりではなく今後もあったほうがいいかと考えています。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 私は時間制限がなかったらいい、いいに決まっているというのは私の考えです。だらだらやるから時間制限をつくる、そんなことを言っているのではない、全然違います。例えば常識の範囲できちんとルールが守られるのであれば一番いいと思う。だけど、現実的に言えば具体的に言います、特別委員会をつくったら一般質問はやらないとなっています。みんな知っていますよね、知らないですか。だけれども、特別委員会で私を含めてやっています。今まではやっていません。だから常識の範囲というのはそういうことです。言論の府でいったらではどちらが。特別委員会やっても実際に機能していないから聞くのです。私みたいに財政の立場から、10年後の話をしているのだというようなことを聞くのです。だから私が何を言いたいかということ、議会の暗黙の了解というのが今常識を含めて本当に機能しているから。数字を聞いて答弁があったら質問をしなければおかしい。数字を聞いて答弁があったら何も聞かないで予算等審査特別委員会が通っているのはたくさんあります。何のために数字聞いたとまらないですか。だけれどもいちいちそういうことは言えません。何回も何回も議運で確認しています。たがをはめるとかではなくて現実的に我々が言論の府として最大限議員が力を発揮できるのはどういう仕組みなのかを考えていくことが必要ではないのかと思っています。こういう議論ができなかったらだめだと思います。特別委員会で取り上げていることは今後一切一般質問をやらないと実際に要綱に決めるということになっていくのですか。そういうふうになるのかということなのです。だから、そういう幅があって、理由つけて許される範囲があって、そういう中で最大限議会が言論の府としてやれる方法。だから、いみじくも小西委員が言いましたけれども、私は少し違っているのです。予算等審査特別委員会で3回以上認めます。だけど代表質問に関して議長は認めてはだめです、逆なのです。議会のルール上本会議は3回となっている。だから認めるべきでないと思っている。だから、委員会は委員会だから自由に討議ができるから撤廃すると言っている。根拠があって言っています。そこはぜひそういう話で攻めていくのでしたら無制限でも30分でもそこは議論していくことが必要だと思う。ただ、そういうことがなくてやっていくと、どれが正しいとかどれがいいとかになってしまうから、まして最後は多数決で決める、こんなことを多数決で決める中身のものではありません。そこは常識の範囲の中での議論にぜひ議運はしていくべきと思っています。ですから、言いづらいことも言わせてもらおうということです。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 大渕委員話された特別委員会が今度一般質問するという。あれは、病院、象徴空間で変える以前は、委員会で3回できないから本質的なことを一般質問、特別委員会でできないのだけれども、一般質問いいというのは議運で諮ってなりました。それでやりましようとなった経過があるのです。それは一つの流れの中で決める、勝手に誰かがやったわけではないと思います。そういう一つの物事の決まりは時代の流れによって変わるでしょうと言っているのです。先ほどの議論に戻りますけれども、私も言っているし大渕委員も言っているように、本質的なことは議論をすべきでないかと思っています。

○委員長（吉田和子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） そうであれば特別委員会は誰か要求しましたか。特別委員会を開いてくれと、特別委員会はあるのですから特別委員会の議論が非常 不十分だから特別委員会を開いてほしいと要求すればいいのです。通年議会でもいつでも開けます。特別委員会の中で何回でも何回でもやればいい。3回しかできない、先ほど言ったように委員会では認めるのですから。それでもできないのでしたら何回でも開けばいい、開けるようになっていますから。特別委員会で取り上げたことについては一般質問をやらないということは確かに条件つきでありました。だから、それが普通にならずずっとやるようになりました。それはおかしい。本来議運でそういうことが議論されて、特別委員会を要求すればいいのです。こういうことを聞きたいから特別委員会開きたいと要求すればいいのです。誰かどこかで要求しましたか。私は委員長に要求しました。私は議会の民主的なルールとはそういうことだと思う。それを委員長が開いてくれないのなら議会運営委員会で特別委員会で質問をしたいからと要請すればとやればいい。そういうことが議論されてその上で決めていかないと、暗黙の了解はどこまでが認められるものなのかとなる。いいとか悪いとかではなく事実関係で言っているのです。

○委員長（吉田和子君） 特別委員会のほうまで進んでしまいましたけれども、特別委員会設置していることに対しての一般質問についてはのちほどやりたいと思っています。私は反対でした。一般質問でやるのであれば、特別委員会はいらないうらなうと思っておりましたし、今回はいい例だったと思います。それぞれの議員が質問していましたけれども、それぞれ基本的な部分ももちろん触れていましたし議長の許可を得てやっていました。ただし、議会が一本化してきちんとした意見を述べていったときに行政側も時間をかけてじっくりそのことに対して答えなければならないと取り組んでくれておりますので、そういった部分では特別委員会のあり方、必要性、重要性というのはすごく重いものだと捉えていますし、特別委員会は議会ということになってくると思います。そういうふうを考えていますので所管事務調査でやっているときは一般質問はだめということになっていきますので、なぜ特別委員会はいいのかということをしごく疑問でしたし、予算等審査特別委員会でもかなり違う方向性の意見も出ていました。そういったことではしっかり私たちが自由であり言論の府でありそれぞれ持っている権利ですけれども、きちんとした進行をしていかなければならないのも議員としての一つの仕事だと思っておりますので、喋りだしたものは議場の中ではとまりません。

一人一人がいかに考えてくれるかということが重要だと思っています。やっていくうちに議運はなくてもいいのかと思うこともありました。それぞれ自由に自分の良識に従ってやればいいのかと思うこともありました。それでは行政との両方の中で議会というのは進めているわけですから、やはり基本的なことはみんなの自由、言論の自由、討議の必要性いろんなことはそれぞれ認めていると思います。ただ進行させていく上での基本的な約束事というのは必要だと思うのですけれども。そういう面で代表質問に戻ります。どうでしょうか、先ほど言いましたように本当に時間制限なく3項目だからそれでいいということもありますけれども、項目の関係とか足かせがないということになってしまうと誰がそれを区切るのかということに。誰にも切る権利はないです、5項目を出しても6項目を出しても。ですからやはり一つの時間的なものの相手との日程的なものを含めて必要ではないかと思うのですがどうでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） この問題は重要な問題ですから、各会派で意見が出たわけですから、各会派にもう一度戻って議論をして持ち上げると。これはここで結論を出すという無理をしないほうがいいのではないですか。

○委員長（吉田和子君） いい方向に持って行ってもらえますでしょうか、各会派に持ち行って。譲るところは譲っていただきたいし、一つの方向性にまとまるように会派の努力をお願いしたいと思いますが、もう1回持ち帰るのであれば。きょうある程度結論を出せるかと思ったのですけれども。いつまでかかるのかと感じます。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 結構意見が分かれていますから無理にここで1つに集約するというのは難しいと思います。各会派に持ち帰ってこの件についてはやっていただきたいと思います。

○委員長（吉田和子君） こちら側の考えとしては3回を撤廃する、代表質問もこういう形でやっていきたいということも行政側にきちんと1つずつ申し出ていきたいと考えていたので一つ一つ区切りをつけて次の段階に行きたいと思っていたので、来年の3月までありませんけれども、そこまで考えを延ばしてやるということは考えておりませんので、会派に持ち帰って時間的なことをもう1回議論したいということであれば、各会派の意見が出ておりますので持ち帰りたいということであればどうでしょうか。もう一度持ち帰りますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） いい方向の意見を期待しておりますので、どこかに持って行ってください。制限つけるかつかないか、30分以内か45分以内か、根拠はなかなかつけられません。どこの会派もどこの市議会もほとんど人数によって時間を設けたり、国会も時間を設けて行っております。言論の府で私たちは国民の代表ですから時間十分やってもらいたいと思いますけれども、時間ですからまだありますけれどもやめますと皆さんやっていますので、必要なそれぞれに与えられた権限ですけれども、運営上の時間的な制約も必要ではないかと考えておりますので、次回までに持ち越したいと思います。

山本議長。

○議長（山本浩平君） きずなさんに質問します。対象についてのところの、代表質問は数字以外の項目については全て町長が答えて政策議論をすべきである。全て町長がというのは、これは副町長は入らない。全て町長でなければだめと聞こえるのですが、これはどういった根拠で出されているのでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 私どものきずな会派の中でこの件について意見が出ました。会派の代表質問ですので会派で意見をまとめて質問をするわけですので、副町長が答えて町長もそれでいいのですというようであれば、そうではなくて代表質問は一般質問と質が違うという考え方です。代表質問は会派でまとめた意見なのだから、それに対して基本的に町長が答える姿勢をぜひ示していただきたいという意見です。ですから、今言ったように副町長は違いますという意味で、政策議論を町長も会派の代表が質問する以上は答弁者が町長になってますので数字以外細かいところは仕方がないですけれども、基本的な考え方に対しては町長がときちんと答弁をしていただきたいという意味の書き方です。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 代表質問に関しては町長の執行方針とか政治姿勢というものを基本的に聞くから答えてもらいたいとそういう意図でしょうか。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 議長のおっしゃったとおりでございます。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 答える側のほうに課長以上の方が座って答えるわけで、町長以下答える権利も持っているわけです。そこを議会だけで町長だけにとすることはできるのかどうなのかということも含めて、私も今わからないのでこの次まで調べて、局長のほうで調べておいてもらいたいし、強制もできないのではないかと感じます。ただ、おっしゃっている意味はわかります。1答目だけ町長が答えて、あとは部下の人達にお任せではよくないだろうということは私も感じる時はありますから、決してきずなさんの趣旨に関しては反対だということではないです。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） できれば町長に答弁してもらいたいというのは政策的なことに対して答弁者が当然説明員が答弁するのは大きいと思うのですが、最後に私はこれをきちんと責任を持ってやっていきたいとか、思いがきちんと伝わってくるような代表質問になればいいなという思いで、できればそうならもらえればありがたいという希望的な意見でございます。

○委員長（吉田和子君） 前にも部長制を取っているときに代表質問に関しては理事者が答えることにしようということは確か言っているとあって、ほとんど代表質問に関しては理事者も課長が答弁しても町長の考えの代弁者だと捉えていますから、先輩議員からもそう聞いていました。課長が答えようがそれは町長の考えだと聞いていましたから。課長が答えたから課長の答えではないと聞

いていましたので。ただ、こちらの希望としては理事者が答えるべきではないことという事は申し述べていってもいいかもしれませんが、その辺も含めて各会派で町長が答えなければだめなのかということも含めて、必要があれば町長が立つと思いますので、会派からの意見もありますので議論をしていただければと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて議会運営委員会を再開いたします。

お諮りしたいと思います。代表質問に関しては一つの分割方式、それから対象については意見が統一されております。ただ、方式の中で時間を制限するかどうかということ各会派の考えは述べられておりますし、ここでも会派の代表、また各委員からいろんな意見が出ましたけれども、それを持って各会派でもう一度いい方向に、一つの意見にはまとめられる方向性を見い出して結論を出していきたいと思いますので、各会派に持ち帰っていただきたいと思います。

反問権に関しては、ほぼ要綱をつくるとか代表質問の要綱はほとんど賛同をされているのですが、その中に書かれることの1つとして5項目と2項目があります。それを2項目でいいのか5項目でいいのかその関係と、もう一つは反問権の時間帯をどうするか。質問時間内に入れるかどうか、これも各会派の意見が出ておりますので、でもこういった場合もあるのではないかと、先ほど大淵委員からありましたように趣旨確認は時間内でいいけれども、反対意見、内容が違う、考えが違うのでどうなのだという質問に対して時間内に入れることが今後45分の範囲の中で自分の質問の予定が狂ってしまうということも含めて議長采配、委員長采配になってきますけれども会派の考えがあれば持ち寄っていただければと思いますが、そういったことでよろしいでしょうか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。1つ案のことについて質問をしたいのですが、局長に質問したいのですが、委員長から5項目ということがございましたけれども、私の理解の中では（1）の町長等が議員または委員の質問の趣旨の確認をする場合というのが（1）、（2）にあたるのかという意味に理解してしまっていて、（2）の考え方を確認する場合は（3）、（4）、（5）を集約して書かれているのかと大体で理解していたのですが、その5項目について話し合うときの参考にさせていただきたいので局長の考え方を教えてください。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今回お配りしている資料2に要綱案があります。今回の要綱案の（1）の趣旨を確認する場合というのは、趣旨はどこまでかという範囲なのですが、言っていることの意味合いとか意図がわからない場合に確認する意味合いとすれば根拠まで含むかどうかというところです。趣旨を確認するときに、私が案をつくったときには根拠まで含むだろうという感じで趣旨確認にしました。2番目の考え方というのは、これは要するに運営基準に載っている質問に

対して逆質問ができるという、逆質問に当たるのだろうかという意味合いで2項目に集約していた実例がありましたので、それを引用してきたということでございます。ですから確認をするのであれば、ここできちんと確認をしたほうがいいと思いますが、2項目についてはおおよそ5項目を包含していると理解することでいいのであればそういうふうに。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長から質問がありましたように、反問権の1、2考え方を確認をするという意味では意見等も含まれているということになりますので5項目は必要なく、この2項目の中に5項目が全部が含まれてくることになりますので、この2項目ですっきり全て含んでいるということであればうちはそれで構いません。この2項目でいいかどうかということだけ、あとは時間を制限、持ち時間内に参入するかしないか、考え方と趣旨の確認を含めて、趣旨は入るけれども考え方の確認は時間内は厳しいのではないかとか、各党派で話し合っただけで結論を出せるような形で持って来ていただければいいかと思います。

○委員長（吉田和子君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 党派で確認するというのは今回2項目に書かれているのが、5項目が全部含まれているという意味でいいからということですね。

○委員長（吉田和子君） 考え方という言葉に含まれているということで局長のほうから説明がありましたけれども、この考え方で逆質問が含まれているかどうか、この言葉でいいのかどうか確認をしていただければ。うちはこの考え方に含まれていないと思ったものですから5項目必要と言ったのですけれども、確認いただければいいと思います。代表質問、反問権については、時間等も含めて時間の根拠は先ほどからありますように質問の根拠はあまりありませんので、時間制限が必要かどうかということも含めて検討していただければと思います。代表質問反問権について皆さんのほうから何か党派に持ち帰ることにありますでしょうか。なければよろしいでしょうか。

それでは次に入りたいと思います。（2）の第2弾 広聴・調査活動を生かした政策形成機能の充実の検討ということで局長のほうから説明を願いたいと思います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 第2弾、第3弾については説明が中心になると思いますけれども、まず（2）のことについては前回、前々回話し合われて先般正副委員長会議を開いて各委員会組織で年間の予定計画を5月中につくるということになりましたので、その報告。この検討の中で懸案事項として出ていたのが4点ほどありまして、付随事項です。議会製作サポーター制度の検討、広報広聴常任委員会分科会のあり方、条例制定プロセスの検討、専門的知見の拡充がこの中で出されていきましたので、これは今後検討が必要と考えております。第2弾については、各組織で年間予定計画を作成していただいているということでございます。

○委員長（吉田和子君） 説明がありましたように、今後の議会の年間目標を持っていくということも含めて広報広聴をどのような形で巻き込み、またどういったことで分科会等も含めて、今後の検討ということで捉えておいていただきたいと思います。出てきたらやっていくという形になりますので了解をいただきたいと思います。

次に第3弾として局長から説明を願います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） これは、また次回以降の検討になると思いますが、参考資料として用意したものです。第3弾は定数、報酬もしくは報酬の基準というもの。項目の⑩で身分、社会保障の充実、⑪で活動しやすい環境づくりということに関して第3弾として活動を進めていくことになっておりますけれども、まず定数、報酬の関係では別紙2という資料を用意しました。別紙2は1枚目に定数の変遷です。22名から始まって現在14名に変わってきているという変遷。2枚目に報酬額は15年以上変わっていないのですが、自主削減というのを押さえて、その資料を2枚目として出されています。3枚目以降が、これは栗山町の資料になりますけれども、たまたま議員報酬について検討された資料がありましたので、これも参考にできるということで、これの6ページの資料4というところがありまして、ここに議員の報酬月額と市町村長の給料月額があって、一番下の町村という欄を見ますと全国平均で首長と議員報酬を比べた場合は31.2%になっています。道内の市町村長と議員報酬を比べると25.3%の割合になっているという資料がございます。

次のページに、議員報酬の検討というところでは2番目に議員の報酬額と町長の給料月額とで割合でやった場合は全国平均での31.2%にしたらこうなります、道内の町村の平均でやるとこうなりますという資料をつくっております。あくまでも基準になるかどうかかわからないですけれども、そういう形でつくった資料です。これをもとに検討が必要かと思えます。別紙3、身分、社会保障の充実という点におきましては、別紙3にある資料は福岡市のレポートで出てきたもので、特に昨年からのいわゆる女性議員の関係でお話があったのですけれども、欠席届の関係で事故のため出席できないときは届出が必要ということだったのですが、標準の会議規則も町村のほうの会議規則も改正されておりまして、改正後はアンダーライン入っておりますけれども、出産ため出席できないときは日数を定めて欠席届を提出することができるということが追加されていますので、白老町の会議規則にも追加するかどうかという検討があるということで資料を用意いたしました。3枚目に兼職、兼業の禁止ということで、これは法律的なものを整理したものです。次のページは直近ですけれども、4月25日に国から解釈ということで出された資料です。最後のページが議員の社会保障ということで健康保険制度とか年金制度は現在はないということで、公務災害保証制度は次のようにありますということで整理しております。別紙4、活動しやすい環境づくりということでの資料ですけれども、別紙4の最初には議会の活動状況、これは白老の17年度から29年までの活動状況を整理したものです。これも福岡市の政策レポートなのですが、政策条例、議員提案のやり方がありましたのでこれも参考資料としてつけております。一応まだ足りないと思っておりますけれども現在のところは参考資料として作成しています。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 議員報酬のところなのですけれども、これはまるっきり議員報酬だけやっているのですけれども、実際には各町村で議員報酬以外にいただいているところはあるのですか。

○委員長（吉田和子君） 日当とかそういう意味ですか。

○委員（西田祐子君） 日当とか政務活動費、白老町の場合何もないのですけれども、もし調べられたらありがたいと思ったのですけれども。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今言われたのは多分政務活動費の件だと思いますが、その辺も情報があれば整理したいと思います。日当は前の改革のときに議題から外しました。

○委員長（吉田和子君） 政務調査員も検討したのですけれども、ちょうどいろんな問題が出てきたときだったので批判的なきっかけだったので。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今白老町で残っているものとしては政務活動費の中に含まれると思われるけれども研修旅費、政務活動費として見ているということだと思います。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） できれば議論の中で委員長にお願いしたいのですけれども、例えば旅費はありがたいのですけれども実際に研修に行ったときに会議費として3万円とか4万円と払わなければいけないものがあります。そうなってきたときにはもちろん自腹。本来はその研修を受けたくて行くのに何か変だという思いもあるものですから、その辺をもし時間があれば議論できたらいいと思うのですけれども。

○委員長（吉田和子君） 1年おきに出ている政務調査費ではないのですけれども視察旅費で出ている分のあり方を検討してもらいたいということですね。財政厳しいときになくしたのですけれども、こういう議会改革をやるときに進めるところは見ていきたいという思いもありますし、特に議会運営委員会は旅費は何もありませんので議会運営委員会もやはり必要のなってくるかと思っております。これからの議論の中で必要があれば事務局で補正もあればお願いして視察もしながら、道内でも進んでいるところの視察も必要だと思いますので、今後の議会活動の中で必要な項目、それから資料として必要なものがあれば請求をさせていただいてつくっていく中で議論を進めていきたいと思っております。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 出産の関係で規則、非常に参考になったのだけれども、去年あたり市か町村かわからないけれども出産後に子供を議席に連れてきて大きな議論になったのだけれども、その後どうなったのかも資料があれば。

○委員長（吉田和子君） 連れてくるということは仕事上も支障があるだろうということです。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 出産のところはすごくわかるのですけれども、生まれたあと保育園という問題があるのです。議員の場合もしお勤めをしていなかったら保育園に入れてもらえるのかどうか、預かってもらえるかどうかという問題も生じてくると思うのですけれどもその辺はどうなのですか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） その関連のことで調べたところによると、議員活動をされている方については保育園入園可だと。白老の保育園の入園。先ほどの前田副議長の話の関連なのですけれども、企業でも企業内保育とか託児所ができています現状を受けて議員についても小さい子供、例えば授乳が必要とか何とかいう託児だとかを整備するべきではないかという議論でシンボリックに連れ込んだとかあったように聞いていますけれども、熊本の場合はそのまま拒否されているということです。つけ足しなのですが、論点としては標準会議規則では出産について追加されているのはそうなのですけれども、そのほかにいろんな検討されているまちを見ますと、例えば育児の問題とかもしくは介護のこととかをどういうふうに取り扱ったらいいのかと。今までは事故という言葉だけで包含していたのですけれども、どういう検討したらいいかはいろんなまちでもあるみたいです。

○委員長（吉田和子君） 皆さんのほうから何かこれからこういうものを扱いながら議会改革 今後やっていくようになりますけれども読んでおいていただければと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 視察と言っていましたけれども、もし局長のほうで議員としてこういうところを視察したほうがいいのではないかという考えがあったらまとめておいていただければいいと思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 何か情報がありましたらその都度提供したいと思います。

○委員長（吉田和子君） もし議会運営常任委員会で許されるのであれば、皆さんこういうところが進んでいるという情報がありましたら局長のほうに出していただければと思います。

次に、白老町議会運営基準の一部改正について局長からお願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） 別紙5でございます。最後の1枚ものですが、これは運営基準ですから条例改正ではないのですが、少し過去にさかのぼる形にはなりますけれども、きちんと改正しておくべきものが2点ほどありましたので、今回整備をしたいということでございます。1点目が農業委員会の法律が変わって公選制でなくなった関係で議会からの推薦がなくなりました。それで運営基準の一部に表の上の第2章第1節の8ですけれども、議会の推薦農業委員は議長が会議に諮って推薦の議決するというのが削除になるという改正でございます。2点目が白老町民生委員推薦会委員の委嘱ということで、25年の12月末に任期満了になって改選したときに、定数を14人から12人に減員したときに、議会選出委員が2人を1人改正したものを運営基準を直していませんでしたので、これを直すということで下の表18章のところの2番、白老町民生推薦会2人のところを1人になっているということでそのとおりに直すということで、今回の議運でよろしければそのまま基準を改正する手続きを取って改正しますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 今のところで何か質問がありますか。なければ以上の部分は終わりたいと思います。

次にその他で次回の開催日なのですが局長のほうからお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 特に予定がなければ次は30日の本会議前の9時30分から定例会5月会議の件で議会運営委員会がありますが、そのほかに今回の検討の続きということであれば日程の調整をお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 会派会議をしていただいて22日が病院の特別委員会が入っております。30日が議会が入りますけれども、ある程度取りまとめをして行政側にきちんと申し出ていかなければならないと思うのですがいつ頃よろしいでしょうか。30日定例会が入っていきまして、象徴空間が終わりまして、そのあとにある程度結論的なものですので各会派の考えをまとめて行政側のほうにも時間を取ってもらわなければなりませんので、いつまでも置いとくということにはなりませんので、30日の特別委員会終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますがご都合どうでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは30日の終了後ということで議会運営委員会を開催したいと思いますのでお願いいたします。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 象徴空間は報告だけということで、提案で議論するということはないのですね。

○委員長（吉田和子君） 議員は結論的なことの持ち寄りですので1時間かからないで終わると思うのですが、また別の日にしたほうがよろしいですか。それまで会派で話し合いしておいていただいて、一つの方向にまとまるように皆さん考えてくださると思いますので、終わり次第時間見て検討して決めたいと思いますので、定例会6月会議が6日に一般質問の締め切り。その日もよろしいですし、なるべく早く結論を出したいと思いますので、まず30日に一応予定をしておいてください。時間が延びるようでしたら次回にまた日にち決めて皆さんにお知らせしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは副委員長と相談して何日か候補を挙げてその中で都合のいい日にしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

その他に入りたいと思います。その他、皆さんのほうから何かありますでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 私のほうから会派で会議をするときにぜひ検討していただきたいのですが、過去のルールの中では所管事務調査、常任委員会の中で行われていることに対しての一般質問は暗黙の了解の上でやらない。それと特別委員会で調査しているものについてもやらないということだったのですけれども、若干特別委員会も形骸化している中において、私の判断でいいという話に一度したわけでございますけれども、やはりここは議会の一定のルールというのが必要になってきたのかなど。逆に言えば、なし崩しにしてしまうと何でもありになってしまいますので、私としては

元どおりに戻したいという考えを持っております。ですからこの2点、所管事務調査としていることについては一般質問はしない。特別委員会に対しても一般質問はしないことについて各会派でぜひご検討いただければと思います。これは私の個人的な意見だけで決められることではございませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。それともう1点、参考までにお話しておきたいのですけれども、先ほど特別委員会が形骸化していると表現しましたけれども、大きな問題が2つあります。2つ以上あると思うのですけれども、病院の調査特別委員会と象徴空間の特別委員会と2つあるのですけれども、なかなか具体的なことが町側も皆さんの前に提示できる状況ではない。長い時間続くことによってそれぞれの各議員さんに、議員はその辺の情報をみんな知っているだろうと思って結構いろんなことを町民の方が聞いてきたり、あるいはものすごく風当たりが強くなってきたりというケースがこここのところ少しありますので、その辺もぜひ皆さん踏まえた上で今度の特別委員会どのような話があるかわかりませんが、皆さんなりの質疑をしっかりとさせていただいて議会もかかわっているということを皆さん踏まえて議論していただければと思います。駅の北口のパワーセンター等々の問題もわるい言い方をすれば少し町側は商工会という組織に丸投げをしてしまったのかと。その結果なかなかいい案がまとまらないうちに結局3月の議会で上程するものが上程されずにいた。そのうち白老を明るくする会というところがあるらしいのですが、主催した後援会みたいのに出席した方々とその講演を聞いた方々とその先生がその後何度も何度も白老入りして、そして北口の場所はそんな建物を造るよりも森を造るべきだという話があって、結局商工会の中でも、聞いた範囲の話なので確実ではないのですけれども、商工会の幹部の方たちも度々か札幌大学の副学長でしたか、要は商工会がキャスティングモードをにぎっているわけですから、幹部の方と出合って協議をして。しかし商工会の中でも幹部の中で意見が割れてしまってまとまらない状態なのです。奥歯にものが挟まった言い方、私も内容がわからないからなのですけれども、そのようなことも少しあって、まして当初活性化委員会というのがありましたけれども、議会は外れたほうがいいのではないかとということで私はいつの間にか副会長でもなくなりましたので、情報が実は私自身ないのです。もっと私も積極的にアプローチをすればいいのかもしれないのですけれども。しかし議長がほとんど皆さんいろいろなことがわかっていると思って町民の方々が聞かれたり非常に風あたりも強くなったりもしているのですけれども、残念ながら今度の特別委員会でどういった案が提案されるかわかりませんが、前回出たのもこれはあくまでも商工会の案ですと出てきました。しかもいろんなところの実名まで出て、それが今度森づくりになるとかならないとかはなしもあったり。それもまたそのようにはならないようなのですけれども。そのような状況で取りとめのない話をさせていただきましたけれども、多分いろんなことでそれぞれの議員が町民の方々からお話を聞かれると思うのですけれども、この特別委員会でそれぞれ自分の思いや考え方をぜひ町のほうにぶつけていただきたいと私のお願いでございます。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 議長からお話があって特別委員会にかかっているものは一般質問をしない原則論としてはみんな理解しています。ただ私とか大淵委員、ほかの人からでも委員会で攻めきれ

ないから質問しているのだけれども、委員会のルールは知っています。もう3回も撤廃になりましたし、1回やってある程度皆さんの発言が終わったあとにまたやると。これまでの特別委員会では本当に聞きたいこと、こうしたいということを3回の規定の中では攻めきれません。今度はおおむねそこを踏まえてやって本筋の質問の中で答弁なかった、方向性が見えないときもう一回まわってできることになっているけれども、今度午前中で時間あるないは別にして十分議論できる個々の議員の時間が担保できるかということ。それがなければ結果的に特別委員会であっても先ほど大淵委員が言っていましたけれども消化不良を起こしてしまうのです。その辺をきちんと担保していかないと、議会としての使命、町民が求めているのは何か。それに対してどういう考えだということも引き出す質疑ができない場合があります。委員長としてもあるいは全体の議会としても理解した上で運営していかないと何みたいな話になってしまうのです。その辺どうかと思うのです。だから今回特別委員会で消化不良だから一般質問をするという形をやって45分を使ってある程度やっているのだけれど、その辺はどうなってくるだろうと思うのです。今まではそうだったのです。これから原点に戻すというのであれば私は理解をするのだけれども、自由に議論できる時間を確保できるのかということです。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 私としては原点に戻したいという気持ちなので一度揉んで下さいということです。

○委員長（吉田和子君） 先ほど大淵委員がおっしゃったように、私もそうなのですが特別委員会ができてから一般質問はしてませんけれども、ただ一般質問と構え方が少し違っていたかと自分では反省しています。やはり特別委員会であっても一般質問と同じように勉強きちんとしていく。そのために時間を少しオーバーすることが今後また出てくるかもしれませんが、やはり一番大事な町にとって博物館以上に町立病院大事なことだと思っていますので、どういう結論をこれから町が出してくるかわかりませんが、必要であれば病院のほうは小委員会がありますので、小委員会の委員長は大淵委員長ですので、一般質問がなくなったのであればどういった委員会をしているのかということを引ききちんと明確にしながら全体の委員会を開くように。象徴空間のほうは、何か必要であれば委員長のほうから議長と相談したり、局長と相談してどういった形で進めていくことが、今後2年ありますので期間も縛られていきましたので、議会がどうかかわるのかと、今のままだと報告を聞いてそれに対して質問をしている自分自身の反省ですけども、そう思いますのでこの会派会議の中で基本に戻していきたいということで一般質問は特別委員会の場合はなくしてこうということで、そういう方向性で行きたいということは諮っていただきたいと思います。そういうことで特別委員会は大変なことがこれから出てくると思いますので議員間でもしっかりと勉強しながら進めていければと思いますので象徴空間の小西委員長もいますけれども、大変だと思えますけれども何でも自分のほうから皆さんに議運でもどこでもいいですから、こうやってほしいとかこういうふうにしてほしいとかもしあれば、言っていただければみんなで検討していい方向に行ければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。議長からも提案がありましたのでその辺も

踏まえてしっかり議論をしていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） 以上で議会運営委員会を終了いたします。

（午後 0時05分）